

発行責任者 井口 雅文

発行 S & I International Bangkok Office

TEL +66-2-261-6449、6466

FAX +66-2-261-6419、6379

Address : 253 Asoke 23rd Floor, Sukhumvit Soi 21 (Soi Asoke)

Bangkok 10110, Thailand [地図](#)

E-Mail : iguchi@loxinfo.co.th

S&IWebsite: <http://www.s-i-asia.com>

(取材編集協力) 有限会社 S & I J A P A N

〒150-0001 渋谷区神宮前4-16-8 大場ビル2階

TEL: 03-3402-0013、FAX: 03-3402-0014 [地図](#)

siasia-japan@kym.biglobe.ne.jp (担当 : 矢守章子・井口文絵)

<http://www.s-i-asia.com/s-i-japan/s-i-japan.htm>

CopyRight © S&I International Bangkok Office Co., Ltd.

社内用・社外用を問わず無断複製(電子的複製を含む)を禁ずる

～事務所より～

(ホームページ更新のお知らせ)

弊社ホームページを10月25日付けで更新しました。

(再送 : タイ特許法案 2006 年版、タイ商標法案 2009 年版、タイ著作権法案 2009 年版について)

現在、タイ政府において上記3法案が検討されています。特に商標法案及び著作権法案について弊所を含め外部意見募集がなされております。そこで弊所にてタイ商標法案及びタイ著作権法案の現行法との対照表を作成致し、既に[会員ページにアップロード致しました](#)。また、今後、近いうちに特許法案対照表を作成する予定です。

(再送 : PCT加盟の準備状況)

タイ政府は9月24日にWIPOに対しPCT加盟申請の寄託書を提出しました。これにより12月24日にPCT加盟が発効することとなりました。

(再送 : タイの早期審査及び優先審査の誤情報について)

再三このニュースレターで紹介しましたので、弊所ホームページの特許出願の留意点にて公表(その他の情報もアップデートしました)致しました。

http://www.s-i-asia.com/web_japan/intellectual_thailand_jp.php

～編集者より～

1 1月2日はロイカトンの催しがタイ各地で行われる。例年旧暦12月の満月の日に行われ、川に灯籠が流される。大きな川、そして小さな運河や路地の川までも蓮で作られた灯籠を流し、人々の幸せを祈るのである。モノの本には、バラモンやヒンズー起源の儀式とされ、4月のソングラン（水掛祭り）と共に、タイの大きな年中行事の一つとなっている。日本人が多く住むアパートでは、プールにも灯籠を流し、子供たちのパーティが催される。最近では、バンコクでも10月末のハローウィンも賑やかにパーティが開かれている。弊所東京事務所がある表参道界隈では仮装した子供や大人が街を闊歩している。宗教に絡む行事すらグローバル化が進んでいるのであろうか。楽しむと同時に、その祭りの起源や思想を理解してもらいたいものである。

タイがPCT加盟を公表して1ヶ月が経つ。この一ヶ月の間に、弊所クライアントから様々な質問を受けた。以下、弊所回答と合わせて公表したい。あくまで弊所見解であり、タイ政府見解ではない。いずれ弊所よりタイ政府へ問い合わせを行い、さらに正確な回答としたい。あくまで、今現在クライアントの中でモヤモヤした感情を吹き飛ばすことを目的として公表に踏み切った次第である。

1. PCT出願日は、タイ出願日とタイ特許法上解釈されるかどうか。(PCT第64条(留保)宣言をタイ政府はどのようにするのかどうか)

(S&I 回答)PCT出願日は、タイ出願日となります。また、PCT第64条の留保宣言を現在の処、加盟時に第64条(5)のみを宣言しています。従いましてPCT第11条の規定とおり、PCT出願日はタイ出願日となります。ちなみにマレーシアではPCT第64条(5)のみを留保宣言しています。但し、留保宣言は、いつでも行なえるとされていますので、今後の推移を注目しなければなりません。

2. 今年既に日本出願及びタイ出願を行なっているが、今年12月24日以降に国内優先権主張をして、PCT出願をした場合、2つの同一出願が並行してタイ出願となるが、この場合の並存はあり得るのか。

(S&I 回答)並存はありうると考えられます。

3. 国内段階に移行したときの言語は、タイ語なのか。それとも日本語でも可能なのか。(ある事務所からは英語でしか受け付けられないという情報もある)

(S&I 回答)規則改正案第22条では、国内段階移行時の受け付け言語は、タイ語です。国内移行時に、他の言語で移行し、その後90日以内にタイ語翻訳を提出しなければなりません。この点は、従来の出願実務と変更はありません。英語だけで受け付けるとした情報は誤情報です。

4. 国際調査報告書や国際予備審査報告書はタイ特許法第27条の「審査結果」と解釈するのかどうか。国内移行後も他国の審査結果を提出しなければならないのかどうか。

(S&I 回答)規則改正案には、この点について言及されていませんので、現行とおり、国内移行後にも他国の審査結果を提出しなければならないと考えられます。

5. 12月24日以降にPCT出願できるのは、24日を含むのかどうか。

(S&I 回答)12月24日を含みます。

5. その際、優先権主張日が2009年12月24日以降なのか。(私の解釈:2008年12月24日以降の優先権主張日のPCT出願が受け付けられるはず)

(S&I 回答)2008年12月24日以降の優先権主張のPCT出願が受け付けられます。

6. 既にPCT出願をして、これから国内段階移行となるが、タイを追加指定してタイへの国内段階移行は可能か。

(S&I 回答)不可能です。PCT出願が2009年12月24日以降であれば、タイへの国内移行は可能(出願時にタイが指定国に含まれていますので)ですが、それ以前のPCT出願は、出願時にタイは未加盟でしたので、追加指定することはできません。

以上、弊所回答ですが、この回答を理解するうえで、タイ特許法規則改正案を理解しなければならないが、弊所クライアント向けに改正案の和訳及び英訳を添付して送付します。ご高覧ください。

～シンガポール国会で改正著作権法が承認され、著作権仲裁所の権限が強化～
シンガポール国会で昨日改正著作権法が承認され、準司法機関である著作権仲裁所の権限が強化された。著作権仲裁所は著作権者と使用者との間の係争の審問を行っており、両者は裁判所へ行く必要がない。現在、書物、映画ビデオまたは音楽録音物などの特定の著作物に限定されているが、改正によってハードディスクドライブへのデジタル録音物の複製及び保存など、あらゆる種類の著作物から生じる問題の取り扱いが可能となる。この他、著作権仲裁所は今後、多数の著作権ライセンス管理業務を行っているライセンス機関に限り監督を行い、ライセンス機関が比較的有利な交渉の立場を使って不当なライセンス料や期間を強要することのないよう確認する。シンガポール知的財産庁では、これに関連する規則を制定する予定である。しかし個人の著作権者は、交渉の立場を悪用する可能性が低いため、著作権仲裁所の対象からは除かれる。これはオーストラリアや英国の実態と似ている。

(2009年9月16日、シンガポールストレイトタイムズ)

～マレーシアの料理に対する所有権主張について、商標登録はできないが地理的表示であれば可能という専門家の見解～

マレーシアがチキンライス、バクテー、チリクラブ、ナシレマ、ラクサなどの料理に所有権を主張しているが、これは骨の折れる仕事となる。商標や特許など知的所有権を専門とする **Keystone Law Corporation** の **Bryan Tan** 弁護士は、チキンライスなどの有名又は一般的な名称は特許庁に拒絶されるだろうと話した。しかし同氏は「地理的表示」というものを使えば権利主張が可能であると付け加え、例えば、ハイアンは海南鶏飯（ハイナニーズ・チキンライス）についてこの地域発祥であると権利主張することができると話した。

（2009年9月19日・9月24日、シンガポールストレイトタイムズ）

～マレーシアの **McCurry** がマクドナルドとの裁判での勝訴を受け、外国にフランチャイズ展開予定～

McCurry フランチャイズのオーナー、**P.Suppiah** 氏（55）は3週間前に8年に渡るマクドナルドとの裁判に勝訴し **McCurry** の名称の使用継続が認められてから、生活が一変した。同氏は世界中からのお祝いのメッセージや電話を受けるのにかつてないほど忙しい生活を送っている。このうち半分は **McCurry** フランチャイズを自国でオープンしたいという投資家からのものである。**Suppiah** 氏は今年終わりまでにスリランカとモルジブに支店をオープンする予定だということである。

（2009年9月26日、シンガポールストレイトタイムズ）

～タイジャスミンライスが米国ジャズマンライスにより米国市場での販売に危機～

米国が「ジャズマンライス」という新種の香り米の育成に成功し登録を行ったことで、タイのジャスミンライス輸出業者はまもなく過酷な競争にぶつかることになる。ルイジアナ州立大学農業センター（**LSU Agcentre**）は今年初め新種の香り米の開発に成功したと誇らしげに発表した。これは、承認前 **LA2125** として知られていたもので、タイのジャスミンライスと極めて類似した香り、柔らかな粒及び品質を持つ。在シカゴタイ貿易センターの **Samonrat Snidvongs Na Ayudhya** ダイレクターは、味が同じで値段が安いことから、米国の消費者とアジアレストランが今後「ジャズマンライス」にシフトするかもしれないと話す。タイのジャスミンライスはその香りと柔らかな粒で米国の消費者の間で非常によく知られている。米国はタイのジャスミンライスを年間35万から40万トンオーダーしている。ジャスミンはタイ米の中で最高級プレミアムグレードのもので、東北地方の5県でのみ生産されている。タイは主な輸出品は白米であるが、輸出収益のうち半分がジャスミンライスによるものである。通常タイは年間200万トンのジャスミンライスを輸出している。普通の白米の概算輸出額は1トン当たり569USドルであるが、ジャスミンライスは1,056USドルである。

（2009年9月28日、タイネーション）

～タイのジャスミンライスの世界市場シェアは米国ジャズマンライスによっては脅かされないといふ **Thai Rice Foundation** 会長が発言～

新しい米国産の芳香米・**Jazzman rice** は、タイ国産のジャスミン米の現在の世界市場シェアに重大な脅威とはならないと **Thai Rice Foundation** 会長である **Sumet Tantivejkul** 氏は、発言している。しかし **Sumet** 氏は長い目でみるとタイ農家は、ジャスミン米の品質維持が

できなくなるかもしれないと憂慮している。米の品質が落ちないことを保証することが、地元農家にとって優先すべきことである。Sumet氏はタイ農家は米の生育技術を維持することに関心を寄せるべきであり、米の加工処理技術の改良に更なる努力が必要で、これによりタイ米からより様々な客層にむけての需要に合う製品へ多様化できることになるだろうと発言した。Jazzman riceとタイのジャスミン米は、異なった消費者層に向けて提供されている一方、市場へのUS米の参入は、他の主な米生産国が益々製品の技術革新やマーケティングに技巧を凝らしているということを示している。Jazzman riceはタイのジャスミン米よりも、非常に高い生産性を持ち、それはタイにとって問題を引き起こし得るとMr.Sumet氏は言っている。Jazzman riceの最大生産高が1ライ当たり約1,300キログラムであるのに対し、タイのジャスミン米は平均400-500キログラムとなっている。

(2009年9月30日、バンコクポスト)

～タイのジャスミンライスと混同される可能性がある米国のジャズマンライスの交配～
商品名「ジャズマンライス」、これはタイのジャスミンライスと混同される可能性があるが、このアメリカ育ちの香り米の品種はルイジアナ州立大学農業センターの米研究所が12年をかけて苦心して研究開発した最新商品である。この品種はアーカンソーの品種Ahrentと未公開のイネ系統96a-8の中国の香り米から1996年に作られた交配種からの系統選択と交配により開発された。ジャズマンライスは今年1月ルイジアナ州立大学農業センターに承認されており、既に試験農場で育成され、限られた量であるが一部の食料品店で入手することができる。

(2009年9月30日、バンコクポスト)

～タイで海賊品に対する水際対策と地元マーケットの取締りが強化される他、罰則の対象を拡大した商標法と著作権法の改正法案が内閣へ提出される予定～

タイ商務省のAlongkorn Polaboot副大臣は、東北地方のノンカーイ、ムクダハン及びナコンパノム、ターク県のメーソット、並びにソクラーのパダンベサール及びサダオなどの検問所を通して偽造品を持ち運ぼうとする侵害者の検査と逮捕について、税関当局の権限が強化されると話した。税格当局はまた、レムチャバンやクロントゥーイの港経由で輸送されるコンテナの監視を強化するため、特別捜査局と緊密に業務を進めるよう指示を受けている。一方、経済・サイバー犯罪捜査局及び知的財産局では、海賊版商品で悪名高い地元マーケットの取締り強化を約束している。Alongkorn副大臣はまた、海賊版商品の購入者と使用者に罰則が設けられた商標法と著作権法の改正法案が、来週にも承認を求めて内閣に提出されるものと期待されると述べた。海賊商品のEコマースサービスを運営又は提供しているウェブサイトのオーナーも罰金の対象となる。この法改正は米国の優先監視国リストから除外させようという意図も含まれている。

(2009年9月30日、バンコクポスト)

～タイ商務省が米国ジャズマンライスの特許化を懸念し法律違反の可能性を調査～
米国による「ジャズマン」という香り米の特許化を懸念し、Alongkorn Ponlaboot商務副大臣は知的財産局に対し、この米がタイの特許登録されたジャスミンライス品種から開発され

知的財産法に違反したものでないかどうかを確認するよう命じた。もし米国が法律に違反していることがわかれば、ジャズマンライスの特許化は阻止されることになる。この動きは米国がタイのジャズマンライスに似た香り米の開発に成功したことを受けて起こったものである。米国はタイジャズマンライスの最大の市場であることから、ジャズマンライスの生産は今後タイの輸出者に影響を与えることになる。

(2009年10月1日、タイネーション)

～タイ商務省が今日内閣に海賊商品の購入者を罰する法改正の承認を求める予定～
タイ商務省は今日、内閣に対し海賊商品の購入者を罰する法改正の承認を求める予定である。VCD、DVD、衣料品及びバッグなどの海賊商品の購入者は1,000バーツ以上の、ベンダーには3万バーツから30万バーツの罰金が科される

(2009年10月6日、タイネーション)

～タイ税関が海賊版DVDと海賊版ゲームDVDの押収を発表～
タイ関税局の Wisut Srisuphan 局長はエンフォースメント担当の Somchai Poolsavasdi 副局長及び捜査鎮圧部局の Seri Thaijongrak 局長に海賊版商品の押収を委任した件について、詳細を以下の通り報告した。1) 2009年9月24日、プランブリー事務所の担当官がペップリー県の路線バスで、海賊版映画DVD10,500点及び海賊版ゲームDVD1,600点、計600万バーツ相当を押収した。2) 2009年9月28日、プランブリー事務所の担当官がバンコクの路線バスで、海賊版映画DVD11,300点及び海賊版ゲームDVD18,700点、計1,500万バーツ相当を押収した。

(2009年10月6日、タイ関税局ウェブサイトより)

～タイ知的財産局がPCT出願の受理事務所を12月に正式に開設～
タイ知的財産局はPCT出願の受理事務所を12月に正式に開設する。これは複数の国で特許出願するタイの発明家を支援することを目的とし、知的財産局がPCTの最新メンバーとなったことを受けたもので、タイの知識を外国でより効率的に保護するのに役立つことになる。

(2009年10月7日、タイネーション)

～タイ政府がクリエイティブエコノミー政策を実行する公共団体の形態を決定する予定～
タイ政府は、クリエイティブエコノミー政策のために確保された予算200億バーツを効率よく使用する公共団体の形態を決定する。アピシット首相率いる国家クリエイティブエコノミー政策委員会は今日、二つの選択肢について検討するため委員を招集する。一つは国王令により知的財産局のIPセンターのような政府部局を新しい機関に変換するというもので、もう一つは国王令により、情報通信技術省、文化省、科学技術省、工業省及び商務省異なる部局で別々にこの分野に従事している政府職員を配置した新しい部局を設置するというものである。

(2009年10月7日、タイネーション)

～タイのスポーツ衣料品メーカーGrand Sport Group 社が海賊版商品防止のため 1,000 万
パーツの予算を投入～

タイの Grand Sport Group 社が海賊版商品の問題が深刻化しているのを受け、自社のス
ーツウェアのコピーを防止するため、初めて予算を確保した。同社の Suchada Nimakorn
社長は、防止策を取らなければ、1年に売上げの 20%、2,000 万から 3,000 万パーツを損失
することになると話している。同社は 1,000 万パーツの予算を使って全国で販売者を監視
する調査チームを設置し、侵害者に法的措置を進めるために弁護士を雇っている。

(2009年10月8日、タイネーション)

～タイ経済・サイバー犯罪捜査局がソフトウェア侵害取締りの全国キャンペーンを実施～
タイ経済・サイバー犯罪捜査局 (ECD) の Kowit Vongrungrot 司令官は、同捜査局が今年
初め情報通信技術省に対し、オンライン取引などの違法行為の監視やインターネット上で
の知的財産保護を可能にするサイバー法の見直しを提案したと述べた。同捜査局では全国
キャンペーンを行い、ソフトウェア著作権の侵害が疑われる企業 1,000 社の調査を開始し
ている。これは企業間の違法行為に対する意識を高め、それによってソフトウェアライセ
ンス侵害を減少させることを目的としたものである。ECD では合法かつ適切にライセンス
を受けたソフトウェアの使用を促す文書を全国の企業 3 万社に送付している。タイのソフ
トウェア侵害の割合は 76%で、ECD のキャンペーンによりこの割合が年間 2%削減される
ものと期待される。ECD の副司令官である Sarayuth Pooltanya 氏によれば、アジア太平
洋地域のソフトウェア侵害の割合は 61%程度であるということである。ECD では海賊版ソ
フトウェアを使用している企業の調査と社員の逮捕を開始すると Sarayuth 氏は話してい
る。昨年 ECD が摘発した個人や企業は、後に合計 85 件、3 億パーツに関わる事件で起訴
された。今年はこの数字が 120 件、4 億 3,300 万パーツ相当になるものと見込まれている。
調査対象となる 1,000 社は主に内部告発の一部匿名の密告よりリストアップされた。タイ
では会社の取締役は著作権法違反で 4 年以下の懲役及び 80 万パーツ以下の罰金に処される
可能性がある。

(2009年10月1日・10月8日、タイネーション)

～タイ商務高官人事について、商務省が内閣にリストを提出する予定～

タイ商務省は火曜日、内閣に対し高官の入れ替え人事のリストを提出する予定である。商
務省高官の情報筋は、商務省の入れ替え人事は個人の業績よりも政治家の好みと連立政党
の政治的交渉力に依拠するとし、Porntiva Nakasai 商務大臣はリストを完成させる前に
Alongkorn Ponlaboot 商務副大臣や特定の政治家と選択について話し合わなければならな
いと述べた。輸出振興局の Rachane Potjanasuthorn 局長と対外貿易局の Chutima
Bunyapraphasara 局長は事務次官補になると報道されている。事業振興局の Kanissorn
Navanugraha 局長は報道では監査長官 (inspector-general) に名前が挙がっている。商務
相談役の Vichak Visetnoi 氏は Chutima 氏の後任、監査長官の Banyong Limprayoonwong
氏は国内取引局長とそれぞれ報道されている。先の情報筋によれば Vichak 氏と Banyong
氏は異動を政治家から強く後押しされているということである。別の報道では、事業開発
局の局長に監査長官及び広報官の Krisda Piampong-sant 氏の名前が挙がっている。知的財

産局の Pajchima Tanasanti 副局長は局長に昇格する予定である。貿易振興局の Nuntawan Sakuntanaga 局長は輸出振興局に異動し、Srirat Rastapana 事務次官補が Nuntawan 氏の後任となる予定である。

(2009年10月9日、タイネーション)

～タイとカンボジアではマラリアの偽造薬により正規薬に対する耐性が高まる～
中国から入ってくるマラリアの偽造薬により、タイとカンボジアで生命を救う医薬品への耐性が生じ、マラリアを根絶させようという世界的な取り組みを頓挫させる恐れがあることが、Bill and Melinda Gates Foundation が出資している研究によりわかった。カンボジアとタイの民間の薬局で販売されている薬 700 パックのうち、タイの他の地域では基準以下又は偽造品の割合が 5%以下であったのに対し、国境付近では 60%以上であったと、メリーランドを拠点とする偽造薬追跡機関 US Pharmacopeia の医薬品品質情報担当ダイレクターの Patrick Lukulay 氏は話す。同氏は以前の調査ではカンボジア西部のマラリア薬のうち約 3 分の一が偽物であったと話し、この地域では基準に満たない治療により正規薬に対する耐性が高まっていると付け加えた。

(2009年10月10日、バンコクポスト)

～タイの製薬会社団体が政府に偽造薬への対策強化を要請～

Pharmaceutical Research & Manufacturers Association (PReMA) は、タイの製薬会社が政府と関連機関に対し、偽造薬への対策を強化するよう要請していると話した。インターネット薬局の普及により偽造薬の管理は難しくなり、多くの患者が知らないまま偽造薬を購入し、結果的に製薬会社が損失に苦しむことになっていると PReMA の Health System Partnerships 担当ダイレクターである Thavirap Tantiwongse 氏は話す。食品医薬品局は国際刑事警察機構 Interpol と協力し、昨年 20 件、66 万 US ドル相当の偽造薬の差し押さえを行っている。WTO によれば、世界の偽造薬取引は年間 350 億ドル相当に上ると推計されており、Thavirap 氏は 2010 年までにこの数字は 750 億ドルになると話している。PReMA の Teera Chakajnarodom 会長は、タイの偽造薬市場は米国、押収又は日本と比較すると大変小規模なものであるが、タイが ASEAN の貿易の玄関口になるためには、偽造薬の取引に対処しなければならないと話している。WHO では中国、韓国、米国、インド及び日本を偽造薬市場を持つ上位 5 カ国に位置づけている。

(2009年10月16日、バンコクポスト)

～ベトナムへの今年 9 月までの海外直接投資が昨年同時期の 20 パーセントに留まる～

今年 9 月までのベトナムへの海外直接投資は総額 125 億 4,000 万 US ドル(4,190 億バーツ)となり、これは昨年の同時期の 20 パーセントに留まった。外国投資庁によれば、このうち 76 億 7,000 万ドルが新事業 583 件に、残りが 168 件の従来事業に投入されることになる。昨年の同時期と比較し従来事業への投資が 7%増加しているのに対し、新事業への投資は昨年同時期のわずか 14.3%である。外国投資庁の Phan Huu Thang 長官は、世界的な経済後退を鑑みるとこの数字はまだ前向きなものであると話している。投資額はホテルやレストラン業に対するものが一番大きく、新従来事業合わせて 45 億 7,000 万ドル、次が不動産部

門で 36 億 5,000 万ドルとなっている。(地域別にみると) Ba Ria-Vung Tau 県への投資が 66 億ドルとトップで、続いて Binh Doung が 24 億 5,000 万ドル、ホーチミンシティが 11 億 4,000 万ドル、ハノイが 3 億 8,300 万ドル、Dong Nai 県が 2 億 8,100 万ドルとなっている。しかしながら実際の海外直接投資支出額は、昨年の 80 億ドルに対し今年 72 億ドルと比較的良好な数字であり、今年の総支出は、100 億ドルの目標額に届くだろうと外国投資庁は話している。日本貿易振興会 (JETRO) の在ベトナムシニア投資アドバイザーである中西宏太氏は、日本の投資家はベトナムの経済力を高く評価しておりベトナムへ多額の投資を続けることになるとし、日本の投資家は今後、飲食料、民間の建築、運輸、物流、医療及びソフトウェアなどの産業に焦点を向けるだろうと述べ、ベトナムの魅力は、若年人口が多いことと、96 ドルという平均月収の低さであると語った。外国投資庁によれば、日本は、1,100 事業に 170 億ドルの投資をするベトナムにとって三番目に大きな投資国だということである。一方 Hanoi Statistics Office によれば、今年 9 月までのハノイへの海外直接投資は、世界的な経済の悪化により減少している。今年これまでに、ハノイは 225 事業、総額 3 億 8,300 万ドルの海外投資を誘致している。この数字は昨年同時期の海外投資事業の 90%に当たるが、海外投資資本の総額の 9%に過ぎないということである。

(2009 年 10 月 1 日、タイネーション)